

平成28年度決算に基づく財政健全化法による指標の公表

「地方公共団体の健全化に関する法律」【財政健全化法】の規定に基づき算定した健全化判断比率等について、村監査委員の審査に付し、その意見を付けて9月定例議会に報告したものを公表します。
財政健全化法とは、財政指標に基づき、自治体の財政破綻を未然に防ぐために平成19年に制定された法律です。

● ● 健全化判断比率には、次の4つの指標があります ● ●

実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計の赤字額が、標準的な収入に対して、どれくらいの割合になるのかを指標化したもので、財政運営の深刻度を示すものです。
連結実質赤字比率	すべての会計を合算し、全体の赤字額が、標準的な収入に対して、どれくらいの割合になるのかを指標化したもので、財政運営の深刻度を示すものです。
実質公債費比率	借金である地方債（借入金）の返済額及びこれに準じる経費の額が、標準的な収入に対して、どれくらいの割合になるのかを指標化（3カ年平均）したもので、資金繰りの危険度を示すものです。
将来負担比率	一般会計等の地方債（借入金）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、標準的な収入に対して、どれくらいの割合になるのかを指標化したもので、今後の財政を圧迫する可能性を示すものです。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率（一般会計等）

区分	健全化判断比率	基準値		備考
		早期健全化基準※1	財政再生基準※2	
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%	実質赤字額なし
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%	連結実質赤字額なし
実質公債費比率	9.4%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	8.6%	350.0%	—	

平成28年度決算に基づく資金不足比率※3

区分	資金不足比率	経営健全化基準※4
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	20.0%
戸別合併処理浄化槽特別会計	—	20.0%
宅地造成事業特別会計	—	20.0%



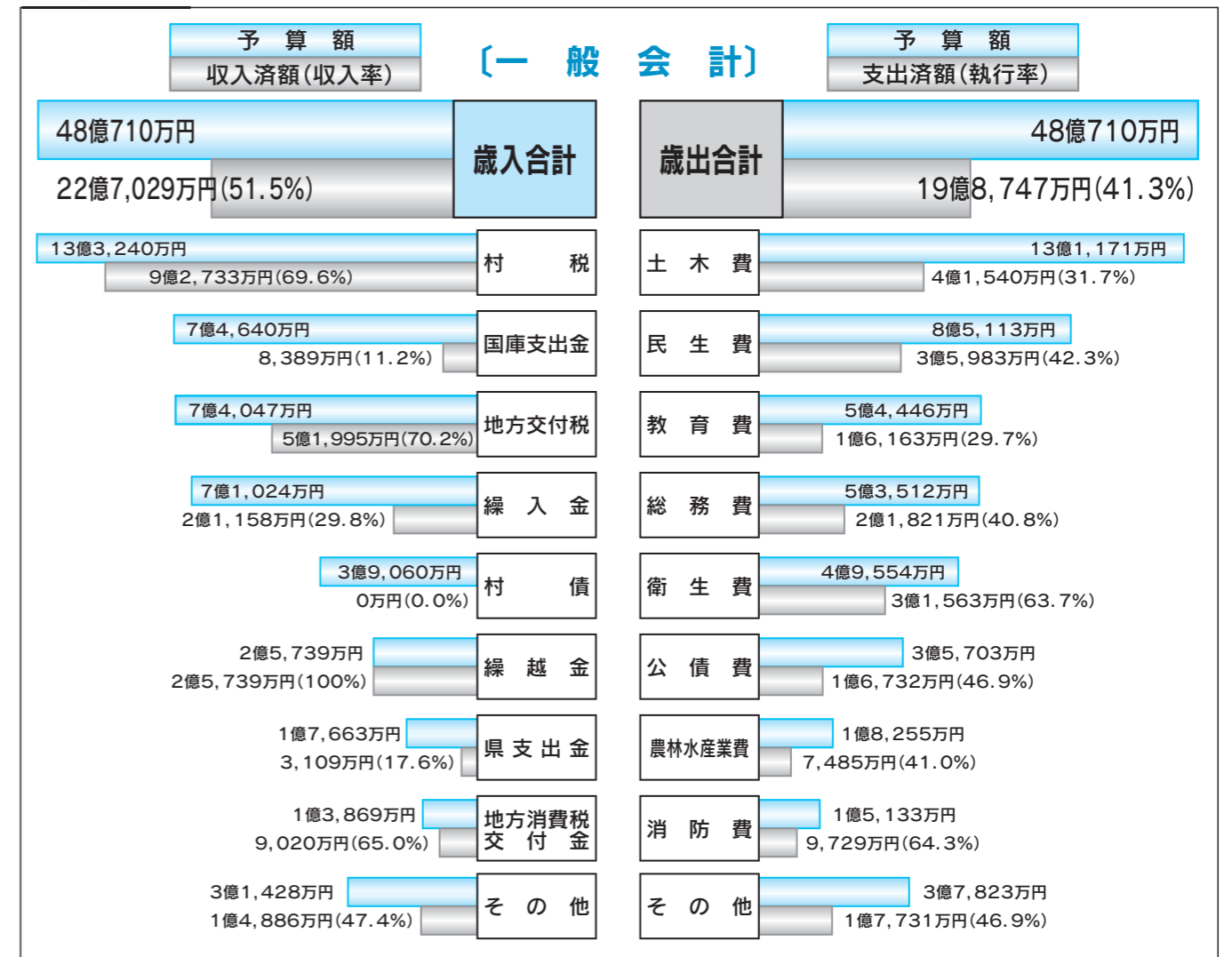
(注) 資金不足額がなければ、資金不足比率は算出されません。

- ※1 早期健全化基準とは？
自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、4つの指標のうち1つでも基準以上になった場合、指標が早期健全化基準未満となることを目標として財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て総務大臣に報告しなければなりません。
- ※2 財政再生基準とは？
国の関与による確実な再生を図るため、4つの指標のうち1つでも基準以上となった場合、指標が早期健全化基準未満となることなどを目標として財政再生計画を策定し、議会の議決を経て総務大臣に報告しなければなりません。また、総務大臣の同意なしには、地方債（借入金）の借入れができなくなります。
- ※3 資金不足比率とは？
公営企業会計ごとに事業規模に対する資金の不足額を指標化したもので、経営の深刻度を示すものです。
- ※4 経営健全化基準とは？
国の関与による再生を図るため、資金不足比率が基準以上となった場合、指標が経営健全化基準未満となることなどを目標として経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て総務大臣に報告しなければなりません。また、総務大臣の同意なしには、地方債（借入金）の借入れができなくなります。



平成29年度上半期予算執行状況

平成29年度予算の上半期(4月～9月末日まで)の執行状況をお知らせします。(繰越分を含んでいます)



〔特 別 会 計〕

区 分	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業勘定特別会計	6億2,115万円	2億9,637万円	47.7%	2億5,450万円	41.0%
介護保険事業勘定特別会計	5億5,520万円	2億6,623万円	48.0%	2億1,978万円	39.6%
後期高齢者医療特別会計	5,342万円	1,687万円	31.6%	1,248万円	23.4%
下水道事業特別会計	3億2,774万円	1億7,109万円	52.2%	1億5,250万円	46.5%
戸別合併処理浄化槽特別会計	3,930万円	1,995万円	50.8%	1,612万円	41.0%
宅地造成事業特別会計	8,488万円	567万円	6.7%	550万円	6.5%

収益的収支

区分	予算額	収入済額	収入率	区分	予算額	支出済額	執行率
水道事業収益	2億6,144万円	8,313万円	31.8%	水道事業費用	2億6,144万円	7,298万円	27.9%

資本的収支

区分	予算額	収入済額	収入率	区分	予算額	支出済額	執行率
資本的収入	1千円	644千円	64,400%	資本的支出	1,665万円	777万円	46.7%